

群馬県畜産試験場における公的研究費の不正防止に関する基本方針

令和6年8月8日制定

群馬県畜産試験場は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年4月1日改正農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、公的研究費を適正に管理・運営するための取り組みを行う。

1 機関内の責任体系の明確化

群馬県畜産試験場（以下、「当場」という。）は、農林水産省等から配分される公的研究費の運営・管理を適正に行うため、当場内の運営・管理に関わる責任体系明確化し、その役割、責任の所在・範囲と権限を周知・公表する。

（1）最高管理責任者

当場の最高管理責任者は「場長」とし、当場全体を統括し、運営・管理について最終的な責任を負うほか、基本方針の策定・周知を行うとともに、基本方針の実施に必要な措置を講じる。

（2）統括管理責任者

当場の統括管理責任者は「次長」とし、最高管理責任者を補佐するとともに、当場における運営・管理の全体について統括する責任と権限を有し、基本方針に基づいた具体的な防止対策を作成・実施し、その状況の確認し、最高管理責任者へ報告する。

（3）コンプライアンス推進責任者

当場のコンプライアンス推進責任者は「研究調整官」及び「主席研究員」とし、統括管理責任者の下、防止対策等の実施のほか、その状況確認及び状況の統括管理責任者への報告などを行う。また、不正の未然防止のための教育や当場職員が行う管理、執行等への必要に応じた改善指導等を行う。

なお、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者については、その職名を公表する。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

（1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施

統括管理責任者が作成する防止対策（不正防止計画）に基づき、コンプライアンス推進責任者は公的研究費の運営・管理に関わる全ての当場職員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。具体的には、集合型の説明会やweb上でのe-learningなどを活用し、職員全体の意識づけを高める。また、意識づけをさらに強めるため、関係する職員全員から誓約書の提出を求める。

（2）ルールの明確化・統一化

当場に対し配分された公的研究費に係る事務処理手続きについては、群馬県財務規則（令和五年三月三十一日規則第三九号）に基づき処理されるもののほか、支出の目的に応じて定められている諸規定等に基づき処理する。

（3）職務権限の明確化

群馬県処務規程（昭和三十九年五月一日訓令甲第八号）他に規程される職位に応じた権限について周知徹底を図る。

(4) 告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

当場内外からの不正に関する告発等の受付窓口は「群馬県畜産試験場研究活動の不正行為への対応に関するガイドライン」(平成27年4月1日施行、令和6年8月〇日改正)(以下「ガイドライン」という。)第10条に定める窓口とし、その連絡先等を公開する。また、告発等を受け付けた場合の取り扱いおよび調査等はガイドラインの定めにより実施するとともに、懲戒については、懲戒処分の指針(平成20年7月1日適用)に基づき処分する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正防止計画の推進を担当する者または部署の設置

当場内にリスク管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

なお、委員会は、統括管理責任者(次長)を中心に、研究調整官、主席研究員、各係長、総務係員とし、事務局は総務係に置くものとする。

(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

リスク管理委員会が中心となり意見交換及び情報交換を行い、当場内での不正の発生要因を把握、分析し、要因を踏まえた不正防止計画を策定、実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 研究費執行のチェック体制の構築

予算の執行については、当場の係長以上の職位の職員及び総務係員において、当初計画と対比し常にその妥当性の確認、検証を行う。

(2) 関係者からの誓約書の提出

予算の適正な運営・管理を確保するため、予算支出の相手方となる取引業者に対して、誓約書の提出を求める。

5 情報発信・共有化の推進

(1) 研究費の執行に関する相談窓口の設置

当場内外からの研究費の取り扱いに関するルール等についての相談窓口は、次長(総務係長)及び研究調整官とする。

(2) 基本方針の公表

この基本方針については、関係諸規定と合わせて当場ホームページにおいて公表する。

6 モニタリングの在り方

(1) 研究費の適正な運営管理のためのモニタリング・監査体制の整備とその実施

不正を発生させない環境づくりを目指すため、不正防止計画に基づくモニタリングやリスクアプローチ監査を実施するとともに、発生要因の分析等を行い、監査体制の整備、強化を図る。

附則 令和6年8月8日

群馬県畜産試験場における研究費の運営管理要領(平成20年3月31日制定)は廃止する。